

議案第2号

阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の特例に関する規則を廃止する規則について

阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則（平成7年3月24日教育委員会規則第3号）は、廃止する。

平成18年10月18日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の特例に関する規則を
廃止する規則

阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の特例に関する規則（平成
7年沖縄県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の特例に関する規則を廃止する規則（案）の概要

部課名 教育庁財務課

1 件名

阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の特例に関する規則を廃止する規則

2 廃止理由

「阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の特例に関する規則」は、阪神淡路大震災における被災者及びその子弟で平成6年度及び平成7年度に入学を許可された者についての規定であり、将来において適用される可能性がないため。

3 廃止案の内容

「阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校等徴収条例施行規則の特例に関する規則」を廃止する。

4 根拠法令

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例

沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則

5 添付資料

(1) 阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校等徴収条例施行規則の特例に関する規則

○阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の特例に関する規則
阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の特例に関する
規則

平成7年3月24日
教育委員会規則第3号

阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の特例に関する規則
をここに公布する。

阪神・淡路大震災の被災者に係る沖縄県立高等学校授業料等徴収条例施行規則の特例に関する
規則

(入学審査料の免除)

第1条 阪神・淡路大震災における被災者及びその子弟で学費の負担が困難と認められるものの平成
6年度及び平成7年度の入学(転学、編入学を含む。以下同じ。)に係る入学審査料については、
免除することができる。

(授業料等の免除)

第2条 阪神・淡路大震災における被災者及びその子弟で平成6年度及び平成7年度に入学を許可さ
れたものについては、その学費の負担が困難と認められる場合には、入学料、授業料、受講料及び
聴講料を免除することができる。

(その他)

第3条 前2条の規定による免除の取扱い等については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成7年1月17日から適用する。